

広島市水道局規程第8号

令和8年3月31日

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局文書規程の一部を改正する規程

広島市水道局文書規程(昭和27年広島市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書の保管および保存」を「文書及び簿冊等の管理」に改める。

第1条の2第1号に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

第1条の2第4号中「保管」を「保存」に改め、「という。）を」の次に「その保存期間の満了する日までの間、」を、「事務室」の次に「又は文書庫」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 歴史公文書 歴史資料として重要な文書をいう。

第1条の2第6号中「、保管」を削る。

第3条第3項第4号中「保管」を「保存」に改め、同項第5号中「保存」を削り、「引継ぎ」を「廃棄」に改める。

第23条の3中「作成した」を「、事務引継書を作成するものとする。この場合において、後任者又は上司が指名する職員は、当該」に改め、「事務引継書により」の次に「事務引継の完了を」を加える。

第24条第1号中「年限」を「期間」に改める。

第28条第4号中「発送文書」の次に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号ただし書き及びアからウまでを削り、同号に次のように加える。

ア 法令、条例等により公印を押印することとされているもの

イ アに掲げるもののほか、公印の押印が必要であると主務課長が認めるもの

「第3章 文書の保管および保存」を「第3章 文書及び簿冊等の管理」に改める。

第34条に次の4項を加える。

- 2 職員が、文書（必要な保存期間が1年に満たないものを除く。第35条を除き、以下この章において同じ。）を作成し、又は取得したときは、主務課長は、当該文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。
- 3 主務課長は、能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める文書を除き、適時に、文書を簿冊（相互に密接な関連を有する文書の集合物をいう。以下同じ。）に編集しなければならない。

4 前項の場合において、主務課長は、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。

5 主務課長は、簿冊及び単独で管理している文書（以下「簿冊等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては引き続き保存の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

第35条の見出し中「の保管」を削り、「保存」を「簿冊等の管理」に改め、同条中「文書は」を「文書及び簿冊等は」に、「保管し、及び保存」を「管理」に改める。

第36条の見出し中「文書」を「簿冊等」に改め、同条中「文書の」を「簿冊等の」に改める。

第41条の見出し中「文書」を「簿冊等」に、「年限」を「期間」に改め、同条第1項中「年限」を「期間」に改め、同項各号中「保存」を削り、同条第2項中「年限」を「期間」に改め、ただし書きを削り、同条第3項中「年限」を「期間」に改め、同条第5項中「年限」を「期間」に改め、同項を第7項とし、同条第4項中「年限」を「期間」に、「保管」を「保存」に改め、同項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 主務課長は、文書が歴史公文書に該当する場合には、1年以上の保存期間を設定しなければならない。

5 簿冊の保存期間は、簿冊に編集された文書の保存期間のうち、最長のものとする。

第41条に次の1項を加える。

8 簿冊の保存期間の起算日は、同一の簿冊に編集された文書に係る起算日のうち最も遅い日とする。

第41条の2の見出し中「年限」を「期間」に改め、同条中「年限の経過」を「期間が満了」に、「文書」を「簿冊等」に、「年限」を「期間」に改める。

第42条の見出し中「文書」を「簿冊等」に、「引継ぎ等」を「保存又は廃棄」に改め、同条第1項中「1年保存の文書、常用文書及び保存を要しない文書を除く文書を、文書引継書（報告書）及び目次を付して、文書の完結した日の属する事業年度の翌事業年度の7月31日までに、企画総務課長に引き継が」を「保存期間が満了した簿冊等について、第34条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄し」に改め、同条第2項を削る。

第43条から第44条までを次のように改める。

第43条から第44条 削除

第45条中「毎年1回」の次に「、主管課に対して」を加え、「、関係課に協議の上」を削り、「手続きをなす」の次に「よう求める」を加え、ただし書きを削る。

第45条の2の見出し中「歴史資料文書」を「歴史公文書」に改め、同条中「企画総務課長」を「主務課長」に、「保存年限を経過した文書で、歴史的・文化的資料として保存価値等を有すると認められるものを歴史資料文書として」を「保存期間を満了した歴史公文書について、当分の間、」に改める。

第46条の2の見出し中「保管および保存」を「管理」に改め、同条中「保管および保存」を「管理」に、「第45条」を「第45条の2」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。